

門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和4年8月9日(火) 午前10時00分～午前10時7分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 議 長 寺内 隆史
- 4 署名委員
4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員
- 5 出席委員（7名）
1番：浅田 幸次 委員 4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員
6番：寺内 隆史 委員 7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員
9番：橋中 信廣 委員
- 6 欠席委員（2名）
2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員
- 7 職務のため出席した者
局次長：吉田 武史
主 任：谷本 大輔
主 査：濱岡 大祐
係 員：河坂 章志
- 8 議案・報告等
(1) 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寺内隆史

署名委員

琴茂樹

署名委員

田原喜信

令和4年8月9日（火）午前10時00分～午前10時7分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和4年第6回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9名中7名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 報告第9号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」ついてです。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第9号の議案書をご覧ください。 場所及び土地の状況につきましては添付資料にて地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真をご確認ください。 当該届出地は、添付資料2ページの地図のとおりでございます。 届出内容は、6ページのとおり転用の目的が住宅であり、現況は既に転用済みであります。 現地調査へは、事務局から谷本、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。 説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。 はい、中道委員。</p>
中道委員	<p>この報告案件、資料の5ページを拝見しますと農地台帳の中に記載されていない農地だった部分が転用されていたという報告になるのかなと思うんですけども、よくあるパターンだと思うんですけども、後追いの農地転用届出については、農地とし</p>

て把握していたのにもかかわらず、いつの間にならなくなったというパターンと、今回のようにそもそも農地台帳に記載されていない農地、つまり我々が把握していない農地が多々あるというそういう風なケースなのかなという理解です。そういった中で色々法改正であるとか、AIの機器導入であるとか、そういった流れの中で農地台帳に載っていない、我々が把握していない農地について新たに把握する、できる可能性そういうのはないんでしょうね。ちょっと質問ともつかない感想めいたことなんですけれども、我々が把握できていない転用というものが将来的にもどうにもならんもんなんかなと思ひまして。答えられる範囲で結構ですので、ありましたらご紹介していただければと思います。

事務局

農地台帳に載っていないということなんですけれども、これに関しては農地台帳が作成される以前から転用されていたのではないかという風な判断をしております。登記簿については、所有者の意思で情報を変えるか変えないかになりますので、実際そこは登記簿を照会して、ここは農地でしょという風なかたちでは言えないところもありまして、登録していないところに関しては転用されてしまっても分からないというのが現状です。また、ここ最近ですが、こういった案件が増えてきております。問合せなどもきている状況です。

会長

今回のどういう経緯で分かったんでしょうか。

事務局

ここに関しましては、住宅があるんですが取り壊して、売るのがかなどはわかりませんが、新しい住宅を建てるにあたって見たら農地になっていたということで申請がありました。

会長

ありがとうございます。
他にございませんでしょうかね。
それでは、本日の議題はこれで終了いたしました。委員会はこれで閉会といたします。ありがとうございました。